

令和元年度第6回総務経済常任委員会会議録

---

日 時 令和元年6月6日（木曜日）

---

場 所 宍粟市役所503会議室

---

開 会 6月6日 午前9時32分

---

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査・協議事項

◆第86回宍粟市議会定例会付託案件審査及び所管事務調査

（企画総務部）

①その他報告事項

- ・第三次行政改革大綱に係る令和元年度取り組み計画について
- ・まちづくりワークショップについて
- ・宍粟市雇用創生協議会について

（まちづくり推進部）

①継続調査事項

- ・公共交通について
- ・地域おこし協力隊について

②その他報告事項

- ・男女共同参画週間記念事業について
- ・若者フォーラムについて
- ・S1（エスワン）グランプリについて
- ・平成30年度高齢者運転免許自主返納促進事業について

（産業部）

①審査事項

- ・第58号議案 宍粟市農業共済条例の一部改正について

②継続調査事項

- ・観光施策に関する事項について

- (1) 播磨いちのみや櫛の状況について
- (2) ふるさと宍粟PR館“きて一な宍粟”運営業務プロポーザルについて
- (3) 楓香荘サウンディング型市場調査支援業務プロポーザルについて

③その他報告事項

- ・宍粟わくわくステーションの利用実績について
- ・プレミアム付商品券事業について
- ・平成30年7月豪雨災害の対応について
- ・その他

(建設部)

①継続調査事項

- ・都市計画に関する事項について
- ・上下水道施設の長寿命化に関する事項について

②その他報告事項

- ・損害賠償事故の和解・賠償額の決定について
- ・令和元年度主要工事発注予定について
- ・令和元年度道路・河川関係促進協議会日程について
- ・交差点緊急対策事業について
- ・西播磨地域社会基盤整備プログラムについて

◆第86回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4. その他

- ・次回委員会の開催日について
- ・継続調査事項について

5. 閉会

---

出席委員

委員長	浅田雅昭	副委員長	宮元裕祐
委員	西本諭	委員	今井和夫
〃	大畑利明	〃	実友勉
〃	林克治		

---

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長 坂根雅彦  
企画総務部次長 砂町隆之  
総務課長 安井洋子  
秘書広報課長 岩路貴裕

企画総務部次長 水口浩也  
地域創生課長 西嶋義美  
財務課長 堀秀亘  
秘書広報課係長 植田真理

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長 津村裕二  
まちづくり推進部次長 大田敦子  
市民協働課長 小河秀義  
市民協働課室長 石垣統久  
市民協働課係長 福田和也

まちづくり推進部次長 樽本勝弘  
まちづくり推進部次長兼消防防災課長 田村純司  
人権推進課長 西田征博  
消防防災課副課長 石戸寿明

(産業部・農業委員会)

産業部長 名畑浩一  
産業部次長 田路仁  
産業部次長兼農業振興課長 谷本健吾  
ひと・はたらく課長 西岡公敬  
農地整備課長 北本竜二  
ひと・はたらく課副課長 池田大千

農業委員会事務局長 西村吉一  
産業部次長兼地域産業課長 祐谷佳孝  
林業振興課長 中村仁志  
まち・にぎわい課長 西川晋也  
しそう森林王国観光協会課長 菅野達哉

(建設部)

建設部長 富田健次  
建設部次長兼上下水道課長 坂井高誉  
都市整備課長 田中藤夫  
土地対策課長 谷口浩二  
地域建設課副課長 小椋健一

建設部次長 太中豊和  
建設部次長兼地域建設課長 石垣貴英  
建設課長 谷口宗男  
水道管理課長 宮本雅博

---

事務局

主 事 中 瀬 裕 文

(午前 9時32分 開会)

- 浅田委員長 続きまして、総務経済常任委員会のほうに移らせていただきます。  
所管事務調査に入ります。  
部長のほうから、よろしく。

【継続調査および報告を実施】 (略)

- 浅田委員長 そしたら、これで委員会を終わります。どうも職員の皆さん、ありがとうございました。

午前10時26分休憩

---

午前10時40分再開

- 浅田委員長 それでは、休憩を解き、総務経済常任委員会を再開をいたします。  
まず冒頭、議会の構成がかわりまして、当委員会のメンバーもかわっておりますので、今後どうぞよろしくお願いをしたいと思います。  
それでは、まちづくり推進部の審査を始めます。  
部長、ありましたら。  
津村部長。

【継続調査および報告を実施】 (略)

- 浅田委員長 それでは、ないようでしたら、これでまちづくり推進部の審査を終了します。どうも御苦労さんでした。

午前11時48分休憩

---

午後 1時28分再開

- 浅田委員長 それでは、常任委員会のほうに移らせていただいて、冒頭申しましたように、今回、58号議案、農業共済条例の一部改正については、説明を受けて、その後質疑の範囲までで本日はとどめるということで、よろしくお願いしたいなというふうに思います。  
名畑部長。  
○名畑産業部長 少し前段のお話をさせていただきます。

まず、この農業共済条例、58号議案ですけれど、今議会のほうで議案のほうを上程させていただきました。委員会のほうに付託されているわけなんですけれど、先ほど委員長からありましたとおり、5月31日付のメールのほうを6月4日に県のほうから受け取りました。その内容につきましては、上位法の施行期日のところの変更の通知でございました。

その中で、いろいろ部内でも議論したわけなんですけれど、どういった方法がいいのかといったことも今朝もちよっと委員長さんを初め相談させていただきまして、このような流れになってしまいました。いろいろ御迷惑といたしますか、手間なことになったことはおわびいたします。また、今後の対応につきましてもよろしく願いいたします。

詳細につきましては、担当より御説明させていただきます。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 失礼します。資料のほうの1ページ、2ページになります。先ほど委員長並びにうちの部長のほうからありましたが、今、とりあえずは当初に上程させていただいている58号の部分の説明をまずさせていただきます。

上位法の一部改正がされたために、農業共済の一部を改正するもので、資料の①、農作物共済並びに畑作物共済において、加入期間前に加入申し込みを受け付けることを可能とすることとなった。2番としまして、家畜共済において、共済金の支払い対象外にする事故を選択し、掛金を安価にできる内容をふやすこととなった。③として、園芸施設共済について、共済金の支払い対象とするまでの面積額の選択肢をふやし、掛金を安価にできる内容としたということで書いているんですが、本日追加で配らせていただきました一枚物の資料のほうを確認していただきたいと思っております。こちらに主な概要ということで記載させていただいています。

改正の趣旨なんですけども、幅広い農業者の農業共済への加入を促進し、農業経営の安定が図られるよう、加入要件の見直しを行うというのが趣旨です。なぜかといいますと、課題としまして、近年、大規模自然災害、豪雨、豪雪などによりまして農業施設の被災が数多く見られております。その被災に対する復旧費用が農業再開への重荷となっておりまして、また、伝染病等による家畜への被害も甚大となっている状況です。その対策としまして、今回、安価な掛金項目を追加することにより、未加入農業者の農業共済への加入促進を図るというのが目的となっております。

改正の概要としましては、1番、家畜共済に関する事故除外方式の見直しということで、第51条の2ということになります。共済事故につきましては、農業者の申

し出によりまして、その一部を共済事故としないことができることとなっております。その事故除外方式に新たに下記の1、2番を追加しております。1番として、牛については火災、伝染病または自然災害による廃用以外の廃用、2番として、搾乳牛等について、繁殖能力を失う事故及び泌乳能力を失う事故、これらを追加項目としております。

2番の園芸共済に関する見直しとしまして、1番が、全棟加入要件の適用除外の見直し。こちらは、今現在ですと、所有管理をしている園芸施設全てについての加入、これを全棟加入といいます。これを要件としていましたが、一定の年数が経過した施設については保険の加入除外が認められました。それから2番としまして、小損害不填補の見直しということで、園芸施設の損害額が一定の基準額、今現在は3万円、10万円、20万円の3区分になっておりますが、これを超えない場合には、共済金を支払わない仕組みが措置されておりました。今回新たに、下に記載しておりますが、50万円、100万円の基準額を設けて選択肢を追加することで、安価な掛金で加入できる、そういう制度の改正となっております。

もともとの上程の部分は以上になります。

それから、追加の分になりますが、今からちょっと資料だけ配らせていただきます。

済みません、一部改正の予定しております新旧対照表になりますが、先ほど説明しました一枚物の改正のところで、園芸共済については9月1日施行と書いておりましたが、このうちの107条に該当する部分、全棟加入の適用除外の部分につきまして、もともと9月1日の開始だったものが、通知によりまして、知事の許可のあった日から施行するということになりまして、こちらの議決を受けて、県のほうの指示を受けた後の開始となる、本来は9月以降を加入を想定して、台風シーズンに向けてということだったんだと思うんです。それが、去年の豪雨災害等も加味しまして、7月の梅雨時期にも加入できるようにということで前倒しにされたという意味合いで、この改正が出ております。その部分の附則の経過措置だったり、日付の関係で改正しようとするのが今回の案となっております。

以上です。

○浅田委員長 説明は終わりました。それでは、今から質疑に入ります。まず、論点整理。

大畑委員。

○大畑委員 今回の改正の内容で、特に家畜共済について十分理解できてないので、

難しいんですけども、要は私たちの保険と同じで、いわゆるどれだけの掛金、掛金負担を農家が少しでも減らせるというようなことから、いろんな選択ができるようになったというふうに解釈したんですけども、加入者側のメリットとして、具体的にどういう場合がメリットとしてあらわれたのかというのがよくわからないんですよ。だから、これまではこうだったけど、今後こういうメリットが生じますみたいな、ちょっとわかりやすく説明していただけんかなと。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 加入者側のメリットとといいますか、家畜共済ですと、補償額によってケース・バイ・ケースで変わってくるんですが、一例で申し上げますと、1頭70万円の補償があります。事故除外をしない、全ての事故について保険対象としますという場合の掛金の掛け率が4.957%、これも種類によって違うので、今、搾乳牛のことで言いますけども、4.957%、70万円の補償であれば、事務費を含めて約3万5,000円の掛金になります。それが死亡、廃用を除くということで保険に入っていた場合、掛金の率が極端に下がるんですけど、0.023%、事務費含めまして960円の掛金で入れる。または、伝染病などの場合は4.05%となって、2万9,000円程度となるという、リスクを考えながら加入者側がどの保険に入るか選択できるという項目がふえたという内容になります。

以上です。

○浅田委員長 大畑委員。

○大畑委員 先ほど言われた0.023%になるというのは、死亡とか廃用とかじゃなくて、病気ぐらいだけ入るといようなことですか。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 資料の1ページになるんですけども、中段のほうに第51条の2、第1項の表を次のように改めるということで、一番上に搾乳牛、育成乳牛という区分があって、共済事故としないものというのがあります。こちらのアが、火災、伝染病の疾病または風水害その他気象上の原因による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用という、こちらが先ほど言いました0.023%になります。それ以外の廃用の場合はイとなりまして、こちらが、先ほど説明しませんでした、掛金の率が2.038%、おおむね1万5,000円、一番最後のやつが、伝染病の部分で説明しました約2万9,000円という、こういう区分分けになっております。

○浅田委員長 大畑委員。

○大畑委員 この共済事故としないというのが、保険金の対象から外してくださいと

いう意味やね。それが、上が0.023%ということは、死亡とか廃用以外の死亡、廃用、こういうものを除いたら、結果的に何に入るかいうたら、病気に入るということなんやね。加入者が。そういうことやないんですか。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 火災、伝染病の疾病以外の死亡となりますので、それ以外の病気・事故等になると思います。

○浅田委員長 大畑委員。

○大畑委員 アンダーラインのしてあるイが今回の改正ですか。その1ページの。搾乳も、それから繁殖も、イが新たに追加になってるんですけど。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 済みません、ちょっとわかりづらいんですが、搾乳牛、育成乳牛で言いますと、改正前は適用除外なしまたはアだけでした。改正後は下線が引いてあるイとウが追加されたということです。

○浅田委員長 大畑委員。

○大畑委員 細かく聞いて悪いんやけど、搾乳牛でアとイね、ずっと比較して読んだんですけど、前段一緒に、括弧の後が違うんですね。による死亡と廃用以外の死亡というのがイの場合はないだけなんですね。廃用以外の廃用というのは、アのところであると思うんですよ。そやから、何で新たにイがあるのかよくわからないんです。アに含まれておるように僕思ったんですよ。アのところの最後のところに廃用以外の死亡及び廃用というのがあるから、廃用以外の廃用というのは含まれとんちゃうかなと思うんです。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 及びがどこまでかかるかになってくるんですけど、死亡及び廃用以外の死亡及び廃用。

○浅田委員長 大畑委員。

○大畑委員 わかりました。改定の中身はわかりましたけど、背景がよくわからんですよ。普通、こういう農業共済入ろうかという人が、死亡とか、一番リスクの大きいところに保険に入っておかないと、酪農にしても肥育にしてもやっていけないじゃないですか。それを、そういうところを除いて、病気だけ、伝染病以外の普通の病気、風邪とか、そんなただけに入るなんていう、農家のメリットやと言われるけど、そんなこと現実にあるんだろうかなと。何でそういうことが生まれてきたのかなと。



○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 その加入の部分につきましては、平成31年度は宍粟市は100%になってます。昨年までは100%ではありませんでした。その中で、今回追加で入っていただいて、100%になった部分で入られた方は、適用除外を一部されています。アで入られました。全国的に見れば、やっぱり100%まで行っていない部分もあったりして、それで改正されるんですが、宍粟市の中でも、もともと牛を育てるのに、そんな死亡させるようなことはない、腕に自信がある方はそんなに入られてなかったという部分もありましたので、やっぱり区分分けで入られた実績もあります。

○浅田委員長 ほかありますか。よろしいか。

(「なし」の声あり)

○浅田委員長 そしたら、この議案については、6月19日の本会議で議案訂正があって、改めて委員会を招集して最終審査を行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、付託案件の関係は終わります。通常の。ほんなら、継続調査の関係。まず1点目、播磨いちのみや株式会社の状況について。

西川課長。

【継続調査および報告を実施】 (略)

○浅田委員長 ないようでしたら、これで産業部の審査を終わります。ちょっと時間オーバーしましたけれども、御苦労さんでした。

午後 2時56分休憩

---

午後 3時32分再開

○浅田委員長 続いて、総務経済常任委員会に入ります。

報告事項。

富田部長。

【継続調査および報告を実施】 (略)

○浅田委員長 ほかにありますか。

なければ、これで建設部の審査を終わりたいと思います。どうも御苦労さんでした。ありがとうございます。

午後 4時02分休憩

---

午後 4時09分再開

- 浅田委員長 58号議案は、また6月19日に改めて委員会ということになりますので、その点予定をお願いをしておきたいと思います。
- 大畑委員 もうそのときは採決だけですか。
- 浅田委員長 一応採決だけに、質疑は終わっておりますので、あと若干、基本的には採決だけになろうと思いますけども、また今日持って帰っていただいて、質疑とか追加の質疑等がありましたら19日に改めてお願いしたいなと思います。

**【継続調査事項及び次回日程等を協議】**

- 浅田委員長 これで本日の委員会を閉会します。
- 宮元副委員長 本日は長時間にわたり分科会、また調査、それから審査事項、いろいろとお疲れさまでした。また、先ほど今年度のいろいろ常任委員会の目標もちょっと出てきておりますので、今後ともよろしく願いいたします。本日はどうもお疲れさまでした。

(午後 4時17分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会総務経済常任委員会 委員長 浅田 雅 昭